

日液協第28～12号  
平成28年4月21日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

ガス小売事業者等の保安業務に関する省令等に対する意見募集について  
(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経産省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

本件は、経産省の審議会である液化石油ガス小委員会及びガス安全小委員会において、液化石油ガス法とガス事業法との保安規制の整合化について了承が得られたことから以下の項目について通達の改正を行うものです。

詳細は下記のホームページをご参照ください。

なお、本改正につきましてご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出（平成28年5月9日締切）をいただくとともに、当協議会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

敬 具

記

○改正項目（液石法施行規則関係）

- (1) 消費設備の再調査について（第37条第3号関係）
- (2) 消費設備調査等の頻度について（第36条第1項第2号、第37条第2号、第38条の2第3項関係）
- (3) 情報通信技術を利用した方法による周知事項の提供について（第38条の3及び第38条の4関係）
- (3) 消費設備・供給設備の技術基準について（第44条第1号タ（1）(viii)及びネ（9）関係）

○公布日：平成28年5月中（予定）

○施行日：改正法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

○経産省ホームページ掲載アドレス

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595116036&Mode=0>

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当者：飯田・岩田)